

基 本 計 画

(素案・B案)

序 編

第 1 章 計画の期間

基本計画は、その役割を基本構想において「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年間とします。

ただし、第1期については、新元号5年4月実施予定の市長選挙後に市長マニフェストを第2期の基本計画に反映する期間を考慮して、新元号5年度までの5年間とします。

【第1期の計画期間】 平成31年度・新元号元年～5年度（2019～2023年度）

第2章 策定の背景と主要課題

1 社会環境の変化

第6次総合計画基本計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

(1) 人口減少問題と少子高齢化の進展

わが国は平成20年を境に人口減少局面に入りました。合計特殊出生率は、昭和50年以降急速に低下し、晩婚化と未婚化、最近では完結出生児数の減少も加わって、人口規模が長期的に維持される水準（「人口置換水準2.07」）を下回る状態が約40年間続き、ほぼ一貫して減少を続けています。奈良県では平成28年には1.36となっており、これは、全国47都道府県の中でも6番目に低い水準にあります。

また、わが国の高齢化率は平成27年には26.6%ですが、平成52年には35.3%に達すると推計されており、奈良県においては平成52年には38.1%と全国平均を大きく上回ると見込まれています。

さらに、わが国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに人口減少に転じ、平成27年には1億2,710万人まで減少し、平成52年には1億1,092万人にまで減少することが見込まれています。奈良県においては、平成52年には平成22年比で78.3%まで減少すると見込まれています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、21世紀前半には紀伊半島に大きな被害をもたらす東南海・南海地震が発生する可能性が高いとされており、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数については、平成15年から減少に転じ、平成28年には戦後始めて100万件を下回りました。一方で、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪やインターネット上でのトラブル等は増加傾向にあり、特に、子どもや高齢者をターゲットにした犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

(3) 地球環境問題の深刻化

経済発展や技術開発により、我々の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。そのよ

うな中、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、わが国においてもSDGs達成に向けて、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、様々な主体の取組が始まっています。また、平成28年にはパリ協定が発効し、地球温暖化対策に向け、温室効果ガスの削減等に取組んでいます。

人口減少・少子高齢化によって直面する環境・経済・社会の課題に対して、環境政策で環境問題を解決すると同時に、経済・社会の課題をも解決していくための方向性が必要となります。

（４）社会経済構造の変化

関西圏の経済は、高齢者の人口増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、情報通信技術（ICT）の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

また、グローバル化の進展などを背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになっていきます。

雇用情勢においては、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。少子・高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

（５）ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯の増加など家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識も、「ワーク・ライフ・バランス」など、物質的な豊かさから心の豊かさを重視し、量から質を求める方向へ変化しています。誰もが自分らしく生活し、定年後のシニア世代などが知識と経験を活かして自己実現できる環境づくりが求められます。

ライフスタイルの変化とともに、それを支える消費と生産のスタイルにも変化が現れています。住居や宿泊、自動車、服、スキルなど様々な生活の場面で、知らない誰かとながかり、モノを「共有（シェア）」する生活様式が広がりつつあります。シェアは価値観の多様化に留まらず、シェアリングエコノミーとして、消費や所有といった地域経済のあり方や活性化にまで影響を及ぼす可能性があります。

(6) 高度情報化社会の進展

I C Tの飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンなどの普及などにより、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用者が増加するなど、市民の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。

また、医療や介護の分野におけるI C Tの活用のほか、自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネット（I o T）による新たな付加価値の創出などにより、社会や生活に変化がもたらされることが予想されています。

こうした高度情報化社会の進展の中で、国においても、I C Tを活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化が進められており、マイナンバー制度の導入等による、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められつつあります。

(7) 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化

わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の少子高齢化の進展などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

今後、本市においても、生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、財政が硬直化することが予測されるため、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

また、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などの公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少・少子高齢化を迎える中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

2 生駒市にとっての主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて主要な課題となっている事項は次のとおりです。

(1) 若年層の人口減少対応

○ 子育てしやすい環境

若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、家庭における子育てへの支援、多様化する就学前教育・保育ニーズへの対応、特色ある学校教育の充実などによって、子どもを産み、育てやすい環境を充実し、その都市イメージを発信・確立しつつ子育て世代の転入・定住を促すこと。

(2) 高齢人口の増加への対応

○ いつまでも安心できる暮らし

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進すること。

○ いつまでも生き生きと活躍できる暮らし

高齢者自身による健康増進などの「自助」、社会参加や生活支援などの地域における「共助」、介護保険給付や医療サービスなどの「公助」をバランス良く組み合わせた高齢者施策を展開し、リタイア層の地域への定着、地域活動への参加を促進し、知識や能力を地域で生かす仕組みを創ること。

(3) 大規模災害への備え、防犯・安全対策

○ 安全・安心の確保

異常気象による台風・集中豪雨や震災等の大規模災害対策の充実、消防・救急体制の更なる強化などによって、危機管理能力を高め、安全・安心を確保していくこと。また、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪や災害に巻き込まれにくくするための環境を整備すること。

(4) 従来型のベッドタウンから新しいライフスタイルに対応できる次世代型の住宅都市への転換

○ 経済循環構造の構築

I o TやA I（人口知能）等による技術革新の進歩に対応し、ワーク・ライフ・バランスを重視した働き方改革等のライフスタイルの変化を踏まえ、様々な分野の事業活動や市民活動が連携し、地域資源を最大限に活用しつつ、魅力ある商業の集積を促し地域

経済循環を活性化すること。

○ 循環型社会の構築

環境負荷を軽減した資源循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーの観点から市民のライフスタイルや事業者・行政の活動の見直しを引き続き促進するとともに、エネルギーの地産地消、地域活性化を進めつつ、環境・経済・社会の3側面の課題を解消していくこと。

(5) 人口減少に伴う施策（都市構造）の見直し

○ 効率的・効果的な行財政運営

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少に伴う、社会保障費の増加と将来的な税収減に対応するための健全な財政運営を実現するとともに、多様化する行政課題や市民ニーズに対応し、限りある行政資源・財源の配分を考慮した効率的・効果的で持続可能な行政運営を行うこと。

○ 計画的な土地利用に向けての取組

ユニバーサルデザインによるまちづくりで歩きやすい環境を形成するなど、高齢者や障がい者が暮らしやすい環境を整備し、都市構造と健康増進の連携を図ること。その中で、都市活力の基盤となる土地利用に向け、学研北生駒駅周辺地区、学研生駒テクノエリア、学研高山地区第2工区等における計画的な土地利用を促進すること。また、空き家等の適正対応や有効活用を始めとした、市全域一律での対策が困難な施策については、地域ごとに異なる施策を展開すること。

○ 交通ネットワークと生活基盤の整備

人口減少、少子高齢化による交通需要の変化を勘案し、公共交通拠点へのアクセス道路の整備、市街地の生活道路の整備などによって、総合的な交通ネットワークを整備しつつ、公共交通のサービス水準を維持し、利便性や安全性を確保すること。

また、引き続き公共下水道の整備を進めつつ、合併処理浄化槽との適切な役割分担を明確にし、河川の水質保全と良好な生活環境を形成すること。

(6) 学研高山地区第2工区の展開を見据える

○ 時代にあった土地利用に向けての検討

主要関係機関との協力体制を構築し、地権者・市民を交えた検討を踏まえた計画を策定すること。その計画は、時代ニーズにあわせて、順次、時代とともに創り上げ、創り変えていくようなものとし、同時に、都市計画の見直し調整を行うなど、土地利用の具体化に向けた検討を行うこと。

第3章 策定の基礎条件

1 人口フレーム

(1) 人口の動向

本市は、平成29年10月1日現在で、総人口は121,048人、世帯数は49,058世帯となっており、平成25年の121,331人をピークに人口の横ばいが続いています。

本市はこれまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきました。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数の差が小さくなり、増加傾向が鈍化している状況にあります。一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出の差が小さくなり、増加傾向が鈍化しています。

(2) 人口フレーム設定の基本方針

本市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに、国が推し進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく東京圏の一極集中の是正や、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる市内の子育て層への支援や市外からの子育て層の移住を促すための政策的な取組による効果を総合的に考慮して策定した「生駒市人口ビジョン」を基本とし、人口ビジョンにおいて展望する将来人口推計の市独自推計値を人口フレームとして設定します。

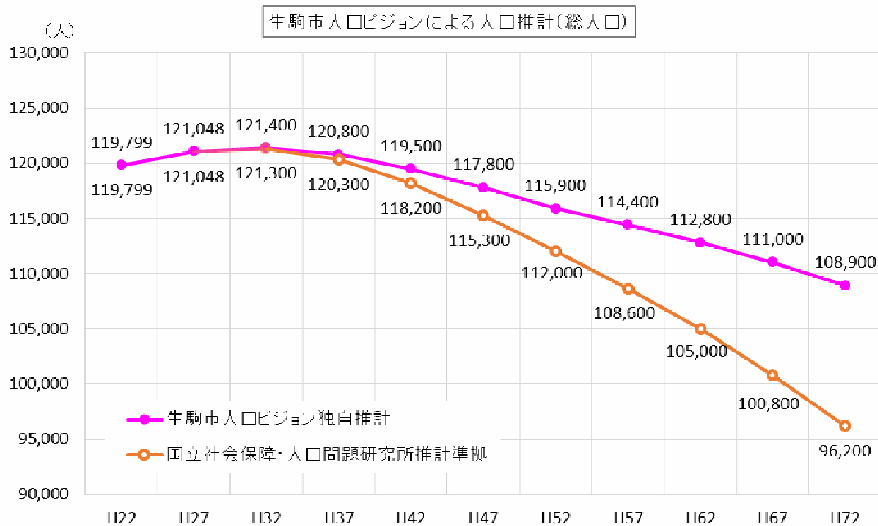
(3) 総人口と世帯数の推移

国立社会保障・人口問題研究所による出生率と移動率を用いた推計では、長期的に将来人口は減少し、平成72年（2060年）には10万人を下回る見通しとなっています。人口ビジョンでは、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組によって社会動態（転入・転出の差）がプラスを維持し、出生率が徐々に上昇することを想定し、現状の人口規模から平成32年（2020年）をピークに本格的に人口減少に転じ、その後一貫して減少を続けるものの、平成72年（2060年）においても11万人程度（約10万8,900人）を維持すると見通しています。

総合計画（第1期基本計画）の目標年次である平成35年（2023年）における総人口については、人口ビジョンに基づき、概ね12万人^(注)とします。

なお、今後社会動態がマイナス（転出が転入を上回る）で推移すると、高齢化の進展により自然動態（出生・死亡の差）のマイナスは避けられないことから、人口動態はマイナスに拡大していくため、本市の総人口は人口ビジョンの推計よりも早く人口のピークを迎え、減少に転じていくことが見込まれます。

世帯数については、人口減少が進展するものの、核家族化や世帯分離、高齢化等の影響により1世帯当たりの人数は減少し、今後も増加傾向が続くと見込まれるため、概ね5万3千世帯^(注)とします。

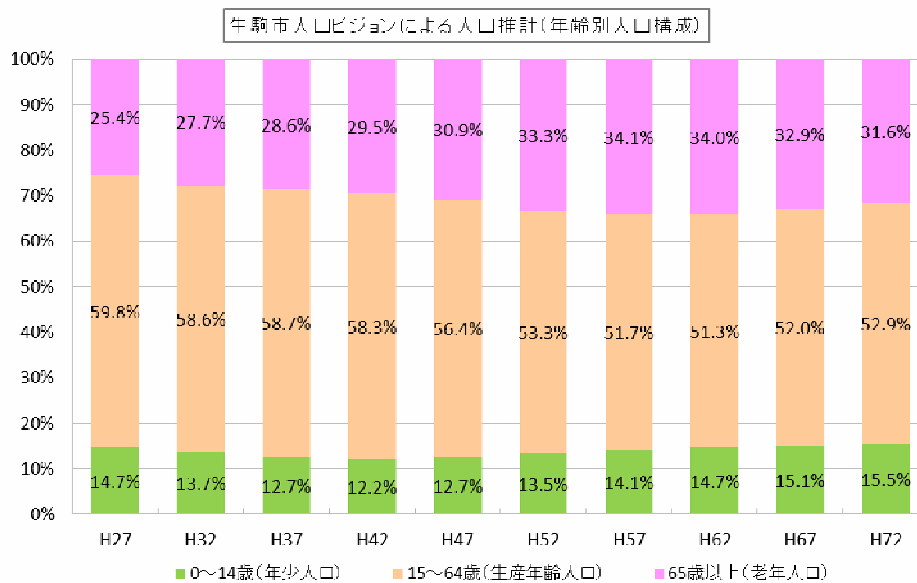


(4) 年齢別人口構成の推移

本市においては今後も急速に高齢化が進展する状況にあり、平成29年(2017年)において26.8%の老年人口比率(65歳以上)は、人口ビジョンに基づく、平成35年(2023年)には28.3%に、平成57年(2045年)には34.1%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

また、年少人口比率(14歳以下)は、平成29年(2017年)の14.4%から平成35年(2023年)には13.1%に、平成42年(2030年)には12.2%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。

生産年齢人口比率(15~64歳)は、平成29年(2017年)の58.8%から平成35年(2023年)には58.7%に、平成62年(2050年)には51.3%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。



(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

2 財政の見通し

今後5ヶ年の財政状況の見通しを明らかにするため、普通会計（一般会計及び国の法令に基づかず市の条例に基づき設置している特別会計）を単位とする中期財政計画を毎年度策定しています。

（1）一般財源の収支

平成29年度中期財政計画（平成30年度～平成34年度）の試算では、市税や地方譲与税等の一般財源は増加傾向にあるものの、経常的な歳出は歳入のそれを上回って増加する傾向にあり、投資的経費等に充当できる一般財源は、徐々に減額していくと見込んでいます。

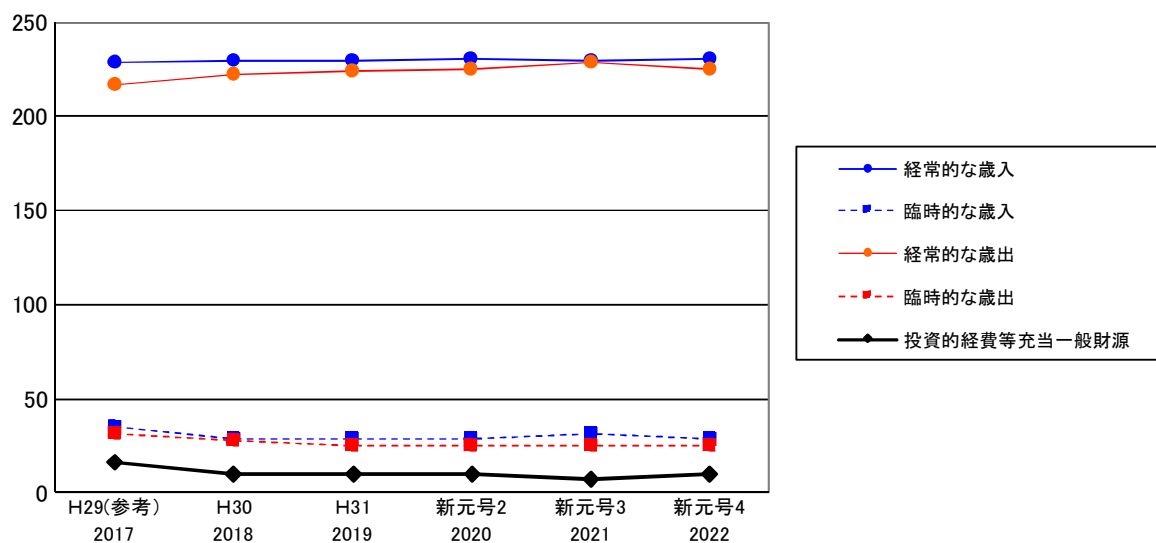
一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見込み

（単位：百万円）

	H29（参考） 2017年	H30 2018年	H31 2019年	新元号2 2020年	新元号3 2021年	新元号4 2022年
歳入	26,440	25,927	25,873	26,011	26,124	26,018
経常的な歳入	22,906	23,041	22,972	23,094	23,023	23,101
臨時的な歳入	3,534	2,886	2,901	2,917	3,101	2,917
歳出	24,860	24,949	24,886	25,038	25,423	25,055
経常的な歳出	21,719	22,165	22,384	22,523	22,899	22,535
臨時的な歳出	3,141	2,784	2,502	2,515	2,524	2,520
投資的経費等に充当 できる一般財源 （歳入－歳出）	1,580	978	987	973	701	963

* H29は10月時点の計画額です。

（百万円）



(2) 経常的な歳入

経常的な歳入のうち市税については、内閣府の試算（「中長期の経済財政に関する試算」（参考ケース）平成29年7月）を踏まえ、今後緩やかな経済成長に推移するとして試算した個人市民税や固定資産税の増収等により、中期的には市税全体としては増加傾向となっています。また、平成31年10月の消費税率の改定により地方消費税交付金は一時的に増加するものの、それに伴って普通交付税及び臨時財政対策債は減少するため歳入の増収には繋がらず、また、普通交付税、臨時財政対策債にあつては国全体の総額では減少傾向にあることから、経常的な歳入全体では横ばい傾向になると見込んでいます。

経常的な歳入

(単位:百万円、%)

	H29(参考) 2017年	H30 2018年	H31 2019年	新元号2 2020年	新元号3 2021年	新元号4 2022年
市税	15,711	15,698	15,833	15,970	15,962	16,101
個人市民税	8,363	8,430	8,497	8,565	8,634	8,703
法人市民税	649	649	649	649	649	649
固定資産税	6,122	6,049	6,122	6,195	6,121	6,194
軽自動車税	142	142	146	150	155	160
市たばこ税	435	428	419	411	403	395
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
地方譲与税等	2,237	2,237	2,183	2,516	2,516	2,516
地方特例交付金	88	104	104	104	104	104
普通交付税	2,859	2,788	2,718	2,510	2,447	2,386
使用料・手数料	193	193	193	193	193	193
その他の収入	241	241	241	241	241	241
臨時財政対策債等	1,577	1,780	1,700	1,560	1,560	1,560
計	22,906	23,041	22,972	23,094	23,023	23,101
対前年度伸び率	-	100.6	99.7	100.5	99.7	100.3

* 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金を含んでいます。

* H29は10月時点の計画額です。

(3) 経常的な歳出

経常的な歳出のうち義務的経費については、1.8%から4.4%の社会保障費の後年度伸び等を勘案すると、扶助費の増加が見込まれ、人件費や公債費の見込みを合わせると義務的経費全体では概ね横ばいと見込んでいます。

また、その他の経費では、消費税率の改定や物価上昇率、生駒北学校給食センターへの支出を勘案すると物件費の増加が見込まれ、社会保障費の後年度伸び等を勘案すると、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加が見込まれることから、

経常的な歳出全体では増加傾向となります。

経常的な歳出

(単位:百万円、%)

	H29 (参考) 2017年	H30 2018年	H31 2019年	新元号2 2020年	新元号3 2021年	新元号4 2022年
義務的経費	12,320	12,666	12,562	12,317	12,665	12,258
人件費	6,603	6,756	6,424	6,152	6,501	5,922
(退職金)	(667)	(672)	(598)	(414)	(805)	(368)
扶助費	2,859	2,910	2,986	3,117	3,173	3,230
公債費	2,858	3,000	3,152	3,048	2,991	3,106
その他の経費	9,399	9,499	9,822	10,206	10,234	10,277
物件費	4,963	4,977	5,227	5,455	5,401	5,355
維持補修費	172	172	172	172	172	172
補助費等	1,278	1,310	1,304	1,323	1,346	1,375
繰出金	2,986	3,040	3,119	3,256	3,315	3,375
計	21,719	22,165	22,384	22,523	22,899	22,535
対前年度伸び率	-	102.1	101.0	100.6	101.7	98.4

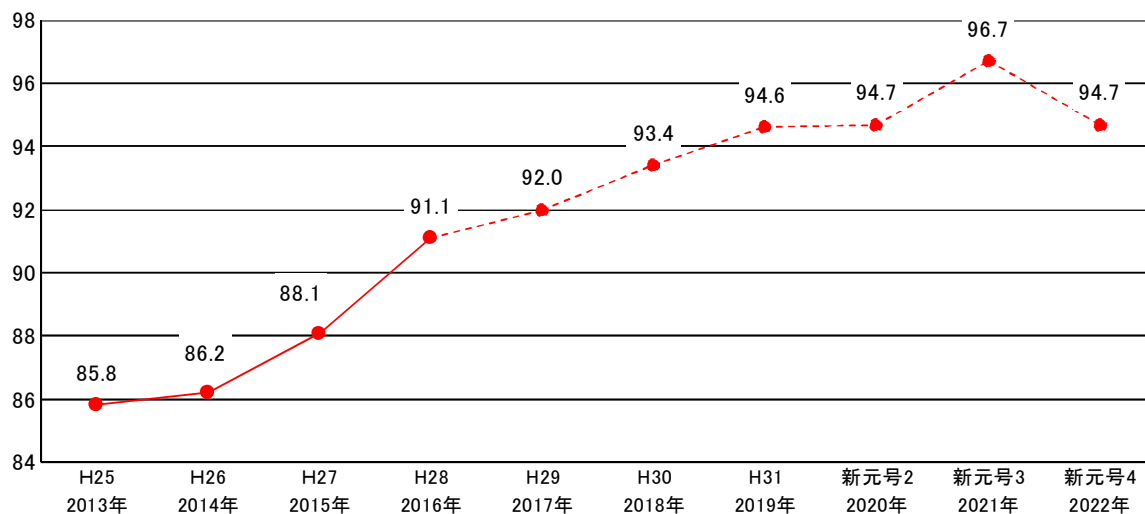
* H29 は 10 月時点の計画額です。

(4) 経常収支比率

次に財政指標をみると、財政の弾力性を判断する経常収支比率では、平成26年度以降比率が上昇しており、特に平成28年度以降は一般会計から病院事業会計への負担金の影響から比率が悪化しています。平成30年度以降も、介護や医療などの社会保障費の増加とともに、団塊世代の職員の定年退職が増加することが見込まれることから、比率は上昇していく傾向にあります。

(%)

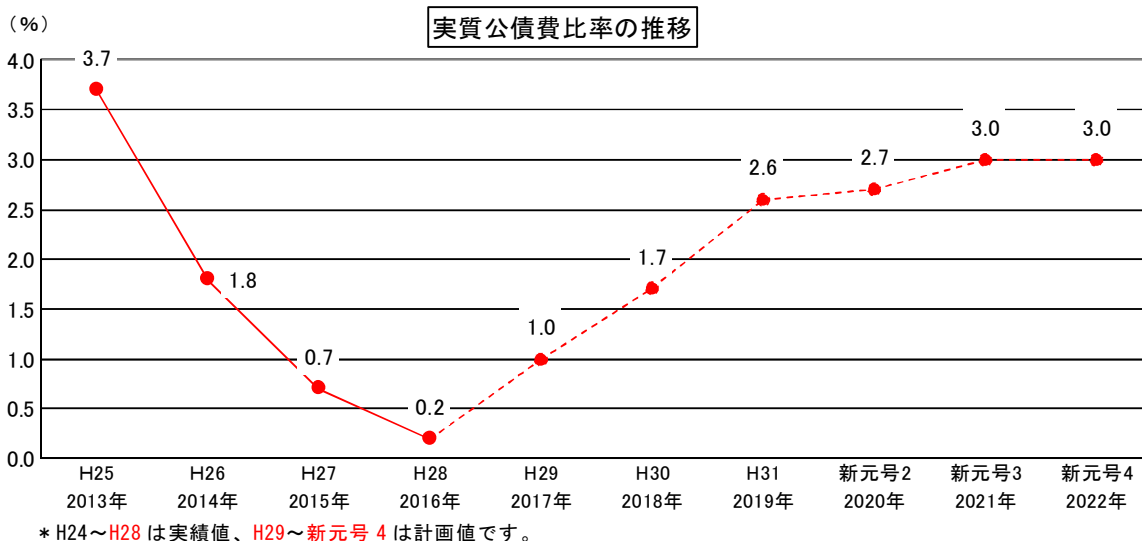
経常収支比率の推移



* H24~H28 は実績値、H29~新元号4 は計画値です。

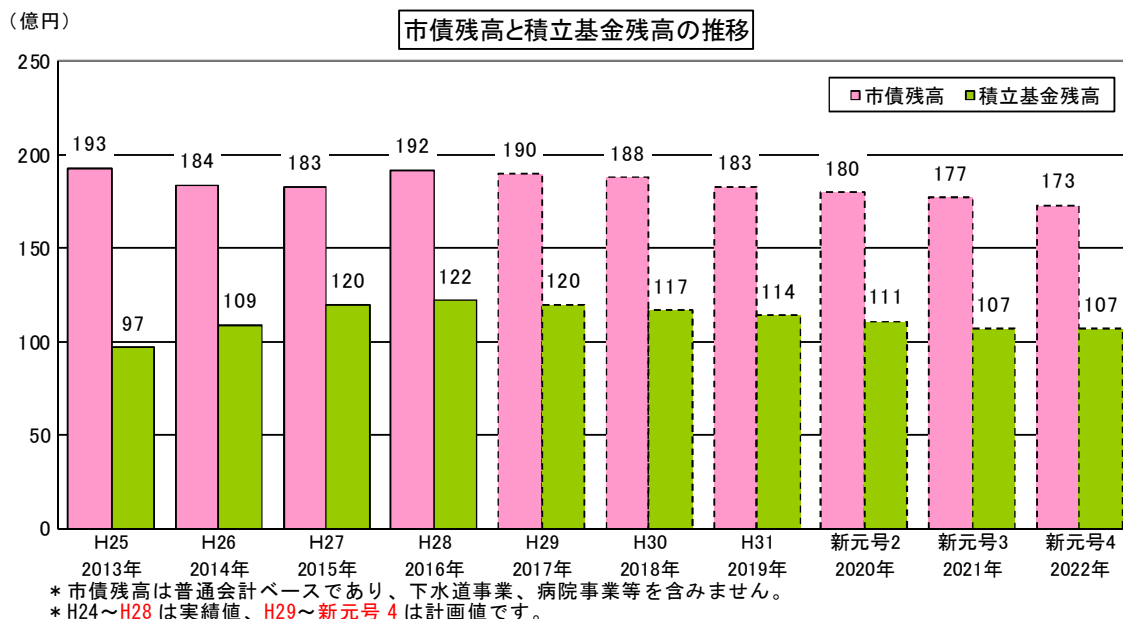
(5) 実質公債費比率

標準財政規模（地方自治体の一般財源の標準的大きさを表す指標）に対して特別会計、企業会計を含めた市全体の借金の返済額がどの程度の割合かを測る実質公債費比率については、平成28年度までは改善傾向にありましたが、平成29年度以降は、病院事業債の償還が本格化すること、平成30年度以降は、生駒北小中学校整備事業債に係る償還が始まること、平成31年度に、過去に借りた公共下水道事業債に係る満期一括償還を迎えることから、比率の上昇（悪化）が見込まれます。



(6) 市債残高の推移

市債残高については、平成28年度において、生駒北小中学校整備事業債を借り入れたことから、一時的に増加しているものの、今後は、投資的経費の抑制に伴う起債発行額の縮減や支払利子総額の縮減のための繰上償還を積極的に行うことにより、その後減少すると見込んでいます。



3 都市整備の方針

(1) 都市構造の基本的な考え方

①都市拠点・地域拠点

本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域を中心としつつ、隣接する東生駒駅周辺地域と連携した都市拠点を形成し、広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる拠点整備を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、北地区の地域拠点を近鉄けいはんな線各駅周辺地域に、南地区の地域拠点を近鉄南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置づけ、地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された拠点整備を図ります。

②ネットワークの形成

道路整備等によりネットワークの強化を図り、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワークによる都市軸を形成します。

また、地形的には、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸を形成します。

(2) 土地利用の方針

「自然と都市機能が調和した、住みやすいまち」をつくるため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、新たな住宅地等の開発については、高層・高密度の開発を抑制し、自然環境との調和や良好な景観の創出を図りつつ、まとまりのある良好な都市空間の形成と秩序あるまちづくりを土地利用の基本方針とします。

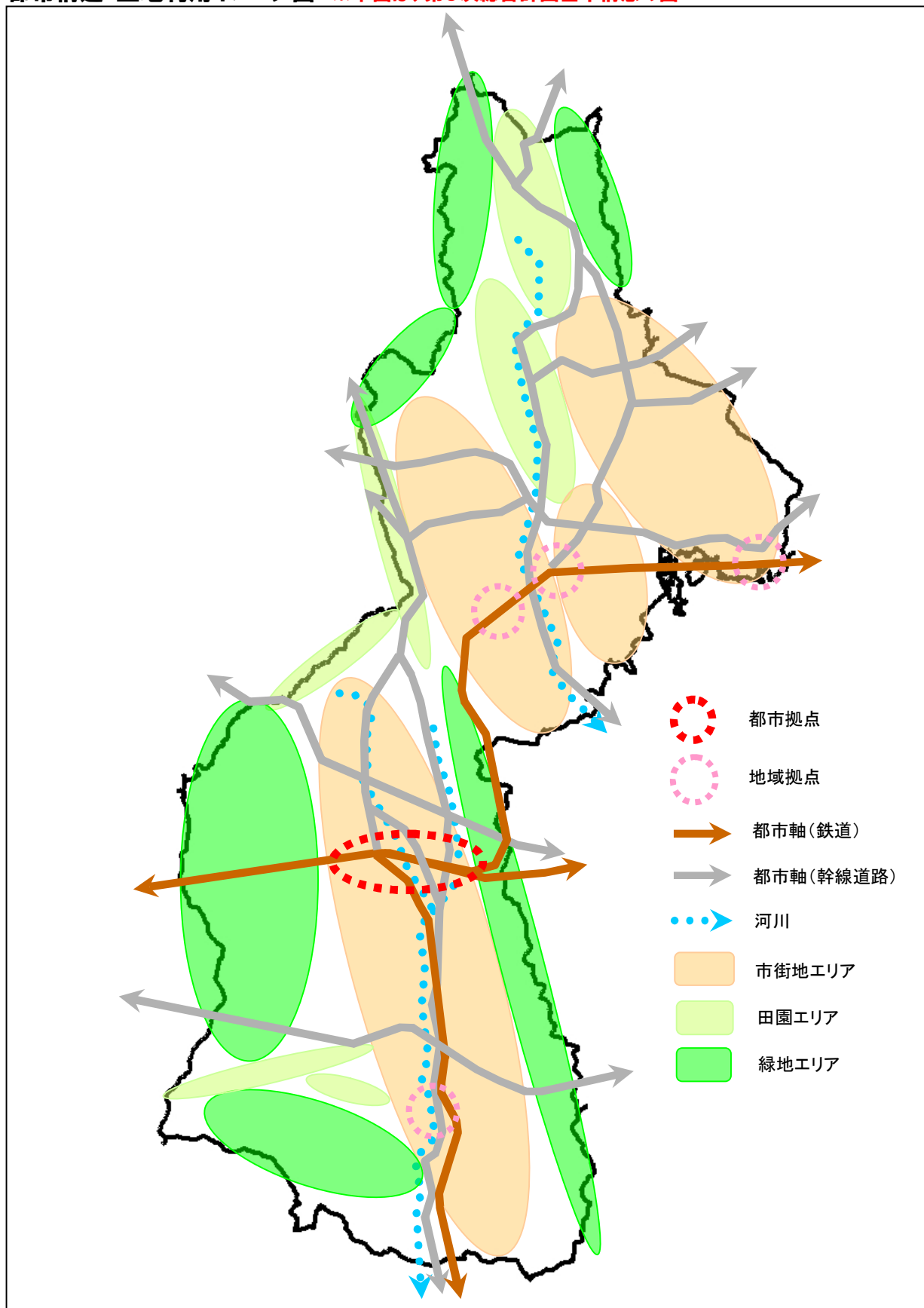
既存の市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を目指すとともに、人口減少に伴って今後増加が見込まれる空き家に対する適正対応や有効活用を図っていきます。

商業・業務地や駅周辺等の高度利用を図るべき区域については、都市の活性化という観点から適切な土地利用の配置・誘導を図ります。また、学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

農地や既存集落などの田園地帯については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、ゆとりとうるおいを醸し出す貴重な緑地空間として保全・創出を図ります。

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎ・うるおいの空間としての活用を図ります。

都市構造・土地利用イメージ図 ※下図は、第5次総合計画基本構想の図



第4章 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向けて、基本施策と経営的施策からなる施策の大綱を設定し、体系的に取組を進めるとともに、将来的な課題を見据えて、次の3つの視点から分野横断的に施策・事業を関連付け、重点化を図ることにより、各施策の効果を一層高めます。

1 施策の重点化の視点

第6次総合計画を推進するにあたり、基本構想において目標に掲げた将来都市像の実現を目指す概ね20年先を展望し、本計画の期間中に人口が減少に転じる中で人口フレームに設定した人口を維持し、将来に亘って持続可能な都市経営を行うために、基本計画の計画期間である今後5年間において、分野横断的な展開により取組を進めます。

取組を進めるにあたっては、次の視点から施策の重点化を図ることとします。

(1) 生活構造の視点

生活構造については、ICT技術の発達、インターネットやスマートフォンの普及によるSNSやEC市場の拡大など高度情報化社会の進展により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識もワークライフバランスなど物質的な豊かさから心の豊かさを重視し、量から質を求める方向へ変化しています。

これまでの市域外での就業や消費などを前提とした施策から、働き方改革に伴う就業環境の変化や生活時間の変化など個人の行動変容に応じた施策へ見直しを行います。

(2) 社会構造の視点

社会構造については、単身世帯や高齢者世帯の増加など家族構成の変化や働き方やライフスタイルが多様化し、家庭内や地域社会で担ってきた子育てや介護の形態も多様化しています。また、SNSなどの普及によって地理的制限から解放され、対面型の地域コミュニティが希薄化し、非対面型のインターネットコミュニティが拡大したことで、地域への愛着や帰属意識の低下、地域コミュニティを支える担い手が不足してきています。こういった個人の行動変容に伴って社会構造の変容が生じており、それに応じた社会全体のあり方から施策の見直しを行います。

(3) 都市構造の視点

都市構造については、生活構造や社会構造の変容に伴い、バブル崩壊後の地価下落による郊外化が終焉し、都心回帰の動きが顕著になっており、中心部への都市機能の集約化が進んでいます。また、将来的には地域によって人口密度の低下や年齢構成の変化が顕在化することが見込まれる中、従来の店舗や施設への通所型サービスから在宅医療や宅配サービスなどの訪問型サービスへの移行が進みつつあります。

行政運営にあっては、将来的に、生産年齢人口の減少に伴って税収は減少し、公共施設・インフラ施設の老朽化に伴って維持補修費等は上昇が見込まれる一方、人口減少による人口密度や利用ニーズの低下が見込まれることから、将来に向け一層の横断的連携を考慮した都市経営の効率化、都市構造と健康増進の連携施策の構築、人口密度低下・年齢構成の変化といった地域特性を視野に入れた細やかな対策を講じ、都市構造の視点から持続可能なまちづくりを進めます。

2 基本施策

将来都市像を実現するために今後必要な基本的な取組を示す施策です。

1 いつまでも安心、いつでも安全に暮らせるまち

(1) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

地域の様々な社会資源を活用し、高齢者をはじめ、すべての市民が共に協働し合い、時に支え、時に支えられながら、住み慣れた地域で可能な限り自分らしくいつまでも健康やかに安心して暮せるよう、「保健・福祉」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「介護予防・生活支援」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の実現指します。

(2) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

障がい者が生涯を通じて健康であるために、各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図るとともに、全ての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、心身の機能に障がいが生じた場合でも、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。

また、市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に

配慮したやさしいまちづくりを推進するとともに、障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験の提供、優先調達等を通じ、個人の意欲、能力や適性に応じた就労を確保できるよう積極的な支援に取り組みます。

(3) 健康づくりの推進と医療サービスの充実

健康寿命の延伸を目指して、幼いころから規則正しい健康的な生活習慣を確立し、すべての人が自分らしく生きがいを持っていつまでも健康で暮らせるよう、誰もが自然に健康づくりに結びつく環境を、学校との連携や地域における自主的な活動等によってみんなで作ることができるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、市立病院を拠点として地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制を構築することで、身近な地域で安全で質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するとともに、緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救命救急活動を行う体制を整えます。

(4) 地域防災体制の充実

大規模災害の発生に備え、道路・河川の整備、ライフラインの強化、情報伝達手段の確保等により災害に強い安全なまちづくりを推進し、広域的な連携をはじめ効率的・効果的な消防・救急体制の更なる強化により危機管理能力を高めるとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災力の充実強化を図ります。

(5) 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、地域防犯対策や通学安全対策、消費者被害対策、交通安全対策の充実を図り、犯罪や消費者被害、交通事故などの予防、被害拡大防止を図ります。

2 未来を担う子どもたちを育むまち

(1) 子育て支援の充実

子育てを楽しめる地域づくりを進めるため、未来の宝である子どもたちを家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育てるとともに、子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、保護者支援の場や地域で支えあうためのコミュニティを構築します。

また、幼稚園、保育園、こども園など就学前教育・保育のニーズに対応した環境整備に取り組みつつ、その教育内容についても、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐとともに、多様な地域との協創により就学前教育の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

義務教育における子どもたちの基礎的・基本的な学力・体力の向上と、21世紀を生き抜く力を身につける学びを創造するとともに、いじめを許さない学校づくりをはじめ、多様性を認める優しい心と挑戦を続けるたくましい人づくりに取り組みます。

また、子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくりを進めるとともに、学びを支える教職員や学校を支援します。

3 市民と暮らしが輝くまち

(1) 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化

まちづくりのすべての分野において、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働・協創によるまちづくりを推進します。

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO団体などの多様な市民活動を支援します。

(2) 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進し、多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、多文化が共生し、多様

な価値観を認め合い、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

(3) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、地域とつながることができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援し、学習成果が地域社会に還元される機会を創出します。

また、市民力を活かした個性豊かな文化の創出と、文化活動への参加により市民が豊かな感性を養い、地域に愛着を持つような魅力あるまちづくりに向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図ります。

さらに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、だれもが気軽に運動やスポーツを行うことのできる環境の整備、充実を図ります。

4 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進・学研都市との連携

人口減少、少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中で、医療、福祉や公共交通などを含めた都市構造全体を視野に入れ、地域の状況に応じた適切な土地利用を進めるとともに、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。

なお、学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

また、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

(2) 交通ネットワークと生活基盤の整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況、人口減少、少子高齢化による交通需要の変化を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化や持続可能な公共交通の維持など誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備を進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上や安全性の確保を図ります。

また、水道事業においては、人口減少による水需要の減少を見据えた効率的で持続可

能な経営を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設等の適切な役割分担の下に計画的に整備を進め、生活排水対策による河川の水質保全と良好な生活環境の形成を図ります。

(3) 低炭素・循環型社会の構築

環境モデル都市として、温室効果ガスの大幅な削減や、省エネルギー対策の促進、新たなエネルギーの利活用を図るとともに、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるなど、市民・事業者・行政が協創して、環境負負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築を進めます。

(4) 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

また、豊かな緑に彩られた住宅都市である生駒の景観を尊重した景観形成を図ります。

5 魅力あふれるにぎわいと活力のあるまち

(1) 観光と多様な交流の促進

独自の歴史文化資源や自然環境を活かし、生駒のまちや市民、文化そのものに触れる機会をつくり、国内外から訪れる人をあたたかく迎える受入体制を整備するとともに、観光によるまちづくりを根付かせるため、モデルとなる拠点エリアにおける先導的な取組を推進しつつ、積極的に本市のまちの魅力を発信します。こうした取組を通じて、市民がまちに愛着・誇りを持ち、国内外から訪れる人をあたたかく迎える雰囲気醸成し、観光を産業として育むとともに、リピーターにつながる本市のファンを増やし、将来の移住、定住に向けたシティプロモーションを推進します。

(2) 商工業の振興と就労・就業の促進

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、既存の市内企業の定着、活性化と新規企業の誘致を推進するとともに、市民生活の利便性や快適性の維持向上を図

り、商業・サービスの事業継承やイノベーションによる定着・発展を促進します。

また、市内企業でのワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めるとともに、テレワークや起業など市内での多様な働き方を広げるなど就労、就業環境を整え、就労・就業の促進に取り組みます。

(3) 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、都市住民から新規就農者を含めた農業者まで、市民全体で遊休農地の解消と、新規就農者への支援及び農業基盤の整備を進めます。また、地産地消の推進などによって特色ある農業の振興を進めるとともに、人に優しい生活環境の保全を図ります。

3 経営的施策

将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策です。

6 持続可能な行財政運営の推進

(1) 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進

多様な主体との協創による行財政改革を進め、多様化する市民ニーズや社会状況の変化に対応しながら、行政事務の効率化や各種財政指標の維持・改善を図りながら、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うとともに、公共建築物について将来見通しに基づく総量の最適化を図ります。

また、統計データなど様々な客観的データを積極的に活用して、現状・課題の把握、政策効果の予測、評価による政策の改善、また、その基盤である統計等データの整備など情報化を進めることにより、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進します。

さらに、多様化する行政課題や市民ニーズに対応し、積極的に市民や関係団体と協働して具体的な成果に換え、価値を創造できる職員の人材育成に取り組みます。

第5章 計画の進行管理と見直し

1 計画の進行管理

第6次総合計画については、基本構想の基本理念に掲げた「客観的根拠を重視した政策づくり（EBPM）」の考え方にに基づき、政策とその効果の因果関係を客観的なデータを活用して検証し、本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルによる進行管理（モニタリング）を行うこととし、基本計画の進捗状況を検証・評価します。

進行管理を行うにあたっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である基本施策（小分野）を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において行政内部での検証や進捗度合について審議を行い、各基本施策の進捗状況を総合的に評価することとします。

なお、基本施策（小分野）を包括する分野別計画において、基本計画の進行管理と同様に計画の進捗状況を検証している場合にあっては、当該分野別計画の評価をもって、基本計画の基本施策（小分野）の評価とします。

2 計画の見直し

第6次総合計画については、基本計画の進行管理（モニタリング）する中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画の見直し（オルタレーション）ができることとします。

計画の見直しにあたっては、計画の基本的な構成の範囲内で、進行管理の過程で浮上した課題に応じて計画内の記述を見直し、総合計画審議会に諮った上で、計画を見直すこととします。

本 編

○重点施策

○小分野（[資料3-2]のとおり）ごとの基本計画・資料